

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年5月29日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第49号

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則

香川県生活環境の保全に関する条例施行規則（昭和46年香川県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定電気機器) 第59条 略</p> <p>(1) エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。）第21条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、<u>直吹きで壁掛け形のもの</u>をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(4) <u>電気便座（省エネ法施行令第21条第16号に規定する電気便座をいう。以下同じ。）</u></p> <p>(省エネルギー性能の表示) 第60条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>電気便座</u></p> <p>ア <u>表示の作成年度</u></p> <p>イ <u>多段階評価（告示13-1イに定める多段階評価をいう。）</u></p> <p>ウ <u>省エネルギーラベル（告示13-1ロに定める省エネルギーラベルをいう。）</u></p> <p>エ <u>製造事業者等の名称</u></p> <p>オ <u>機種名</u></p> <p>カ <u>1年間使用した場合の目安となる電気料金（告示13-1ハに定める年間の目安電気料金をいう。）</u></p>	<p>(特定電気機器) 第59条 条例第84条第1項の規則で定める電気機器は、次に掲げる電気機器で未使用のものとする。</p> <p>(1) エアコンディショナー（エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（昭和54年政令第267号。以下「省エネ法施行令」という。）第21条第2号に規定するエアコンディショナーのうち、<u>直吹き形で、ウィンド形のもの、ウォール形のもの及び壁掛け形のもの</u>をいう。以下同じ。）</p> <p>(2)・(3) 略</p> <p>(省エネルギー性能の表示) 第60条 条例第84条第1項の規定により表示する事項は、次の各号に掲げる電気機器の区分に応じ、当該各号に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。